

令和3年度一般会計補正予算（第10号）

総括表 一 付 事業概要 一

令和3年度一般会計補正予算（第10号）総括表

（歳入歳出予算補正）	補正前予算額	76,299,286 千円
	補正額	1,094,594 千円
	補正後予算額	77,393,880 千円

（単位：千円）

款（歳入）	歳入補正額	事業名
15 国庫支出金	1,094,594	総務費国庫補助金 25,854 （社会保障・税番号制度事務費補助金の増）
		民生費国庫補助金 1,068,740 （子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金）
歳入合計	1,094,594	

款（歳出）	歳出補正額	事業名
2 総務費	25,854	社会保障・税番号制度推進関係費の増 25,854
		コールセンター運營業務委託料の増 17,160
		交付申請特設窓口運營業務委託料 5,313
		その他 3,381
3 民生費	1,068,740	子育て世帯への臨時特別給付事業費 1,068,740
		子育て特別給付金 1,063,100
		システム開発委託料 2,310
		その他 3,330
歳出合計	1,094,594	

※令和3年度一般会計補正予算案（第11号）として提出しましたが、議決順序が変更となったことから、補正予算の号数を変更し、令和3年度一般会計補正予算（第10号）としています。

事業概要

※事業名の右に記載の金額は補正予算額です。

※事業名の下段〈 〉内は、予算書における事項名です。

総務費

1 マイナンバーカードの交付体制の強化

25,854千円

〈社会保障・税番号制度推進関係費〉

国の経済対策に新たなマイナポイント事業が盛り込まれ、マイナンバーカードの交付申請やマイナポイント取得のサポート要請の増加が見込まれるため、円滑な交付申請やサポート支援に向けた体制の強化を図ります。

〔事業概要〕

(1) 国が実施するマイナポイント事業

マイナンバーカードを新たに取得した方（既取得者のうち、現行のマイナポイント未申込者を含む。）に最大20,000円分のポイントを付与します。

- ・キャッシュレス決済事業者を選択し、事業者のサービスを利用した際に最大で5,000円分（付与率25%）
- ・健康保険証として利用登録した場合7,500円分
- ・公金受取口座の登録をした場合7,500円分

(2) 交付等体制の強化

ア コールセンターの拡充

増加が見込まれるマイナンバーカードの交付申請やマイナポイント取得に関連する問い合わせに対応するため、現在の交付予約のコールセンターに加え、令和4年1月から交付申請やマイナポイント取得に関連する問い合わせに対応するコールセンターを開設します。

イ マイナンバーカード交付申請等特設窓口の開設

12月末まで開設するマイナポイント申請等支援窓口ではマイナンバー交付やマイナポイントの申請等を支援するとともに、令和4年1月以降は、カード交付申請や国の新たなマイナポイント事業に対応した申請等を支援するマイナンバーカード交付申請等特設窓口として拡充し、第二庁舎2階に開設します。

【財源内訳】

国庫支出金 25,854千円

1 子育て世帯への臨時特別給付金の給付

1,068,740千円

〈子育て世帯への臨時特別給付事業費〉

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子育て世帯を支援するため、国の補助事業として、高校生までの子どもがいる世帯に対し、臨時特別の給付金を給付します。なお、来春に5万円の子育て関連のクーポン券の配布が予定されていますが、制度の詳細が示されていないため、5万円の現金給付を先行して実施します。

〔事業概要〕

(1) 基準日

令和3年9月30日

(2) 対象者

以下のア～ウのいずれかに該当する方 ※（）内は想定児童数

ア 令和3年9月分の特例給付を除く児童手当の受給者（公務員含む。）

(18,759人)

※令和3年9月出生児童については、令和3年10月分の児童手当受給者

イ 基準日において平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた児童の主たる生計維持者で児童手当の所得制限以下の世帯（1,903人）

ウ 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに出生した児童の主たる生計維持者で児童手当の所得制限以下の世帯（600人）

【財源内訳】

国庫支出金 1,068,740千円